

電気柵を用いた有害鳥獣対策への支援制度について【令和7年度版】

鳥獣による農作物等の被害を防止するためには、鳥獣を農地に入らせない、作物を食べられないようにすることが重要です。

「電気柵」は、農地の周辺に電気が流れる柵を設置し、鳥獣が農地に侵入できないようにする設備であり、被害防止に非常に高い効果を発揮します。市では、市民の方が市内に電気柵を設置する場合に下記の内容の支援を行っています。

電気柵貸出事業

<初めて電気柵の設置をお考えの方>

電気柵の設置方法および管理方法のノウハウの習得と対策効果を実感していただくため、行政区に対して講習会の開催と併せて電気柵の貸出を行います。

《貸出対象者》

電気柵の貸出は行政区に対して行い、その設置・使用は行政区内に限ります。

《留意事項》

- ①事業を実施する場合は、市が行う電気柵設置講習会を受講する必要があります。
- ②電気柵の設置・管理及び撤去は行政区で行ってください。

《経 費》 無償貸出

電源として使用するバッテリー又は乾電池は申請者の負担となりますので、ご用意ください。

行政区の過失による破損などが生じた場合は、原状回復をお願いします。

電気柵購入支援事業（野生獣被害対策事業補助金）

<令和6年度に事前申込済みの方>

鳥獣による農林畜産物や生活環境への被害防止、有害鳥獣が出没しにくい集落環境整備のため、電気柵を購入・設置した方に対し、予算の範囲内において電気柵購入費用の一部を補助する制度です。

《遵守事項》

- ①設置した電気柵が良好な状態で保持できるよう維持管理を行い、事故等の防止について十分配慮してください。
- ②電気柵と併せた被害防止対策(周囲のヤブの刈払い・エサとなる物の撤去等)を効果的に実施する等、継続的な取組を行ってください。

《補助率》

- ①計画作成地区 補助対象経費 1/2 以内（上限60万円）
※計画作成地区とは、市内の行政区であって、**市の集落環境診断の実施実績があり、かつ診断の結果に基づく被害対策計画を作成している地区**
- ②団体・法人 補助対象経費 1/2 以内（上限30万円）
※団体・法人とは、市民で構成される団体(3戸以上で構成)、または市内に主たる事業所を有する法人
- ③個人 補助対象経費 1/2 以内（上限5万円）

《留意事項》

- ①**必ず購入前に本申請を行ってください。**
- ②電気柵を購入しようとする1ヶ月前までに申請を行ってください。
- ③同一年度内における複数の交付申請はできません。
- ④過去に本事業により設置した電気柵の更新等は対象外です。
- ⑤電気柵設置箇所が複数の場合、設置箇所間が大きく離れているなど、一体的に管理できない場所である場合の交付申請はできません。
- ⑥個人を除く申請者は、3年の間、成果報告書の提出が必要です。

《申請方法》

申請書類（申請書・事業実施計画書・その他）を提出してください。
申請内容を審査した後、補助金の交付決定を行います。



<支援制度に関する相談・お問合せ・申請等>

喜多方市 市民生活課 有害鳥獣対策室

〒 966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2

☎ 0241-24-5261